平成２６年（ヒ）第１００１号
神戸市北区大沢町上大沢2150番地
清算株式会社　株式会社神戸ワイン
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１００１号
岩手県大船渡市盛町字みどり町２番地12
清算株式会社　高田酒販株式会社
代表清算人　金野　靖彦
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙協定債権者目録記載の買掛債権欄記載の各債権者（以下「各買掛債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各買掛債権額の元本全額の金員を弁済する。
2　清算株式会社は、別紙協定債権者目録記載の金融債権欄記載の各債権者（以下「各金融債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から前項の弁済額及び必要な費用を控除した残額を、各金融債権額に応じて按分して弁済する。
3　各買掛債権者及び金融債権者は、第１項又は前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
4　酔仙酒造株式会社、故村上敬二郎相続財産管理人及び岩手県信用保証協会は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
5　第１項及び第２項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各金融債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各金融債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各金融債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（ヒ）第８号
秋田県横手市清川町10番４号
清算株式会社　株式会社Ｇ．Ｓ．Ｔ
代表清算人　鶴田　徹二
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の方法及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
⑵　本協定に基づく弁済で生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいい、一般債権を有する債権者を一般債権者という。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　一般債権の弁済
本協定認可決定確定日から１か月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、清算費用、公租公課その他一般の優先権のある債権等に対する弁済原資を控除した後の金額を弁済原資として、別表「債権額」欄に記載の債権額に応じて按分した弁済額を一般債権者へ弁済する。
⑵　一般債権の免除
一般債権者は、前記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。
⑶　追加弁済
前記⑴による弁済後、新たに清算株式会社の財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、清算費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、別表「債権額」欄に記載の債権額に応じて按分した額を一般債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲において、前記⑵による免除の効力は失われるものとする。
なお、追加弁済の可否及びその時期は、追加弁済の原資の多寡、清算事務の処理状況等を勘案して、清算人が定める。
（別表省略）
秋田地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２６年（再）第１８号
岡山県美作市瀬戸276番地の３
再生債務者　東中国開発株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満１丁目７番４号協和中之島ビル５階　小谷隆幸法律事務所　弁護士　小谷　隆幸
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年９月19日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第２号
横浜市鶴見区下末吉４丁目９番13号
再生債務者　株式会社薄井通信工業
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年９月18日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再）第４号
石川県白山市倉部町2015番地
再生債務者　株式会社フレシス
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月17日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成26年９月18日　金沢地方裁判所

平成２５年（再）第１号
三重県鈴鹿市深溝町2898番地の１
再生債務者　中央集合住宅工事株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年９月19日　津地方裁判所

平成２６年（再）第５号
大阪府豊中市庄内幸町５丁目10番21号
再生債務者　湯ノ口和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成26年９月17日
大阪地方裁判所第６民事部